

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月21日

【会社名】 株式会社高松コンストラクショングループ

【英訳名】 TAKAMATSU CONSTRUCTION GROUP CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高松 浩孝

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区新北野一丁目2番3号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」にておこなっております。)

【電話番号】 (06)6303-8101(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員グループ経営管理本部管掌 不破 徳彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝四丁目8番2号

【電話番号】 (03)3455-8108

【事務連絡者氏名】 執行役員グループ経営管理本部管掌 不破 徳彦

【縦覧に供する場所】 株式会社高松コンストラクショングループ 東京本社
(東京都港区芝四丁目8番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月19日開催の当社第59回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

株主総会・取締役会の招集権者および議長を固定せず、取締役会の決議により柔軟に決定できるよう変更する。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、高松孝之、高松孝嘉、高松浩孝、高松孝年、浅井哲、高松英之、青山繁弘、中原秀人、辻井靖、石橋伸子および濱島健爾を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、茶谷健氏、津野友邦および千地耕造を選任する。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額350百万円以内（うち社外取締役分80百万円以内）、監査役の報酬額を年額60百万円以内に、それぞれ改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 賛成率 (%) | 可決 要件 | 決議の 結果 |
|-------|------------|------------|------------|------------|----------|-----------|
| 第1号議案 | 305,839 | 307 | 0 | 99.90 | (注)1 | 可決 |
| 第2号議案 | | | | | (注)2 | |
| 高松孝之 | 305,837 | 24,805 | 0 | 91.89 | | 可決 |
| 高松孝嘉 | 305,837 | 2,250 | 0 | 99.26 | | 可決 |
| 高松浩孝 | 305,837 | 1,588 | 0 | 99.48 | | 可決 |
| 高松孝年 | 305,837 | 1,278 | 0 | 99.58 | | 可決 |
| 浅井哲 | 305,837 | 1,165 | 0 | 99.62 | | 可決 |
| 高松英之 | 305,837 | 1,157 | 0 | 99.62 | | 可決 |
| 青山繁弘 | 305,838 | 1,039 | 0 | 99.66 | | 可決 |
| 中原秀人 | 305,838 | 1,022 | 0 | 99.67 | | 可決 |
| 辻井靖 | 305,837 | 1,143 | 0 | 99.63 | | 可決 |
| 石橋伸子 | 305,838 | 892 | 0 | 99.71 | | 可決 |
| 濱島健爾 | 305,839 | 470 | 0 | 99.85 | | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | (注)2 | |
| 茶谷健 | 305,833 | 14,467 | 0 | 95.27 | | 可決 |
| 津野友邦 | 305,838 | 849 | 0 | 99.72 | | 可決 |
| 千地耕造 | 305,839 | 480 | 0 | 99.84 | | 可決 |
| 第4号議案 | 305,840 | 836 | 21 | 99.72 | (注)3 | 可決 |

(注)1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。